

國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

民力涵養運動による公共図書館数増加について：
埼玉県と東京府を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學 公開日: 2024-10-22 キーワード (Ja): 民力涵養運動, 内務省, 図書館 キーワード (En): 作成者: 新藤, 透, Shindo, Toru メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000949

民力涵養運動による公共図書館数増加について

— 埼玉県と東京府を中心に —

新藤 透

はじめに

内務省は日露戦争後に地方改良運動を開始した。同運動の目的は山本悠三によれば「地方自治体、とりわけ町村の再編・強化」にあるとし、一八八九年（明治二二）四月に市制・町村制が施行されたが、その後も住民の生活単位は国家の基礎単位としての行政町村ではなく、近代以前から存在していた「ムラ」にあり、その解消を明治政府が意図してのものであったと指摘している^①。筆者はこれに加えて「読書によって日本国民の品位

を向上させ悪癖や悪習を除去して道徳心を育成し、また地域住民の自学自習施設として図書館を活用することにあつた」と指摘し、読書習慣を定着させて書物から新しい知識を吸収できる「近代的な国民」を創出することであると述べた^②。

同運動は明治末年で終了したが、第一次世界大戦後に内務省はやはり国民の風紀改善を目的とした「民力涵養運動」を開始した。ただ民力涵養運動は地方改良運動と比較すると先行研究の数はさほど多くない。そもそも『国史大辞典』をはじめとする各種日本史辞典にも立項されておらず、いかにこの運動が研究者の関心を引いてこなかったかが窺える。山本によると民力

涵養運動が地方改良運動の「二番煎じ」、あるいは「焼き直し」という評価が指摘され、それが日本史学界では定着しているからであるという。

確かに戦後に編纂された内務省の正史でも「民力涵養運動は、日露戦争後の地方改良運動の改訂新版であり、府県単位で全国的に行なった点ではより組織的であった。(中略)しかし、この運動は、あまり長つづきせず、原内閣の床次内相時代で終わった」と記されている。近代日本教育史の通史には「第一次世界大戦によるわが国経済の異常な好景気は、その反面に急激な物価上昇をとめない、それが国民生活をいちじるしく脅かす状況招いた。思想的にも大正デモクラシーの進展が、労働運動の高まりとともに、社会改造への世論を醸成」し、それらが米騒動などを引き起こし「為政者に深刻な体制的危機感」を抱かせていた。そして床次竹二郎内相により「地方改良運動の戦後版ともいわれる民力涵養運動が大戦後の社会不安にたいする思想対策」として実行された、とまとめている。また地域を個別に取りあげて分析した研究で吉本富男は埼玉県を事例に検討を加え、民力涵養運動を「明治末期の地方改良運動の延長」との結論を下し、尾川昌法は大阪府、小池善吉は群馬県を対象地域として検討を加えているが、いずれも民力涵養運動は地方改良運

動の延長にあると指摘しその独自性は乏しいものと評価している。また教育学者の宮坂広作も、民力涵養運動を地方改良運動から昭和初期の国民精神総動員運動へと連なる一連の国家による「思想善導」の一部であると指摘しており、やはりこの運動の独自性は強調していない。このように先行研究では地方改良運動の後継事業であると位置づけているものが多く、山本が指摘したように民力涵養運動を地方改良運動とあまり大差のない独自色の薄い運動だと結論づけているものが多い。

その一方で金原左門は神奈川県を事例に分析を進めた結果、民力涵養運動は「地方レベルでかなり広範囲に浸透」しており「地方改良運動が主として官僚によって方法まで規制され、しかも優良町村運動として一部の町村に局限されてしまったのは対照的」であり、「たんに「地方改良運動の改訂版」ではなく」との見解を示している。木戸田四郎は茨城県を事例として研究し、「民力涵養事業は多くの部門で地方改良事業の継承としても行なわれたが、より多く独占資本主義確立段階という新たな社会状況に対応する独自の事業として推進された」と述べており、その独自性を指摘している。また山本も、「明治後期の地方改良運動が地方自治体の再編策を課題としていたのに対して、この運動の課題は第一次大戦後の社会不安の緩和策にあっ

た⁽¹²⁾とし、民力涵養運動は地方改良運動の単なる焼き直しではないと指摘している。こういった民力涵養運動の独自性を見出した研究は、近年でも発表されている。例えば民俗学者の岩本通弥は「第一次大戦の戦後経営ともいえる民力涵養運動は、日露戦後の地方改良運動の延長と見做されたためか、近代史でも地方改良運動や後続の郷土教育運動・翼賛文化運動に比べ、研究蓄積はさほど厚くないが、民俗学的にみると、その史料には矯正すべき弊習として従前の暮らしぶりも描写されるなど、実に興味深い記述が多い」と述べ、それまで地方ごとに多様であった民俗文化を平準化して「文化的ならし」が図られたこと、さらにそれまで私的で個人的であった習俗を、公的で外部からも見える可視的な社会的儀礼へと変換させ、「国民儀礼」が国家によって「創出」された⁽¹³⁾と指摘している⁽¹⁴⁾。他にも家政学や、宗教史・思想史と絡めての研究も発表されている⁽¹⁵⁾。

先に民力涵養運動研究は専門辞典にも立項されておらず、研究者の関心を引いていないと述べたがそれは地方改良運動と比較しての話であり、研究論文数でみれば「思ったよりも多い」というのが、筆者の感想である。しかしながら民俗学者の岩本のような民力涵養運動の独自性を強調した論考はさほど多くはない。

これらの先行研究は、歴史学や教育学、民俗学などの視点で分析したものであり、図書館情報学の領域ではまったく検討されていない。地方改良運動で公共図書館数が大幅に増加したとの指摘は従来からなされており、筆者も拙稿で何度も言及しているが⁽¹⁶⁾、その後継の運動とみられている民力涵養運動は図書館界―特に公共図書館―にどのような影響を与えたのか、そういった視点での分析は未だなされていない。本稿ではこのような問題意識から、民力涵養運動は全国の公共図書館数にどのような影響を与えたのか検討を加えたい。なお、以下公共図書館のことを煩雑になるので特に断りがない限り「図書館」と記す。

一 内務省社会局設置と民力涵養運動の「五大要綱」

内務省社会局の設置

まず民力涵養運動の目的を確認してみよう。この運動は地方改良運動と同様に内務省が主導して実施された。その淵源は一九一七年（大正六）八月に内務省地方局内に新設された救護課に求められるという。そもそも救護課はその名のとおりに賑恤・救済・軍事救護及び道府県下の救貧院、育兒院、感化院などの救護施設に関する事項を管掌する部局であり、労働政策や社会

政策全般まで担当するものではなかった。⁽¹⁸⁾それが救護課の第三代課長に田子一民が就任すると、労働問題、住宅問題、市場問題まで実際の業務が広がり、名称と齟齬をきたすようになった。

田子は救護課や救済事業という考え方を「社会」という考え方に改めたいと思ひ、救護課は一九一九年(大正八)一二月二四日に社会課と改称された。⁽¹⁹⁾さらに社会課は一九二〇年(大正九)八月二三日に地方局から独立して社会局となった(内務省官制改正)勅令第二八五号大正九年八月二三日。⁽²⁰⁾局長は池田宏が着任した。⁽²¹⁾さて、新設された社会局が実行する事業は次の五点であった。

第五条ノ二 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 賑恤及救済ニ関スル事項
- 二 軍事救護ニ関スル事項
- 三 失業ノ救済及防止ニ関スル事項
- 四 児童保護ニ関スル事項
- 五 其ノ他社会事業ニ関スル事項

社会局には第一課と第二課が置かれた。第一課長と第二課長は兼務という形で、社会課長であった田子が就任している。⁽²²⁾田子は後年にこのいささか変則的な体制について、「局に二課し

かないのに、私は二つの課を兼務するので、何となく局長は二人居る様な格恰となり、池田さんは仕事をなさるにさぞ不便であつたろうと想像される」と回顧している。⁽²³⁾ちなみに、この変則人事について、池田を初代社会局長に据えたのは時の内務大臣床波竹二郎の横やりではないかと山本は推測しているが、何らかの裏付け史料を提示しているわけではない。⁽²⁴⁾

さて、第一課と第二課に分かれているとはいへ、課長は同一人物であったので職務分掌も意味があつたのか不明であるが、組織上は次のようになっていた(傍線引用者)。⁽²⁵⁾

第一課

- 一、罹災救助、窮民救助、其他賑恤救済に関する事項
 - 一、軍事救護に関する事項
 - 一、職業紹介、授産事業其他失業の救済及防止に関する事項
 - 一、其他他の局課に属せざる社会事業に関する事項
- 第二課

- 一、感化教育其他児童保護に関する事項
- 一、共済組合及小資融通施設に関する事項
- 一、民力涵養に関する事項
- 一、社会教化事業に関する事項

ここで注目したいのは第二課に民力涵養事業の文言がみら

れ、内務省内でどこの部局が中心に推進したのか不明瞭であった地方改良運動とは異なり、この事業は明確に内務省社会局が実施する国家事業として位置づけられたのである。

次に民力涵養運動の基本的な考え方を示した「五大要綱」を讀んでみる。

五大要綱

「五大要綱」とは民力涵養運動の基本方針を内務大臣が端的に示したものであり、運動の骨子ともいえる重要な史料である。一九一九年（大正八）三月一日付で庁府県長官宛に内務大臣床次竹二郎によって発せられたもので、社会局発足以前の救護課時代のものである。時の課長は田子一民であり、発出にも関与していたと考えられる。

この訓令は「民力涵養ニ関スル内務大臣ノ訓令」（内務省訓令第九四号）と一般的に呼ばれており、本稿では以後「民力涵養訓令」と略称する。訓令には「五大要綱」といわれる骨子と、その前後に床次内相の訓示が記されている。「五大要綱」の全文は次のとおりである。

- 一 立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ健全ナル国家観念ヲ養成スルコト

- 一 立憲ノ思想ヲ明瞭ニシ自治ノ觀念ヲ陶冶シテ公共心ヲ涵養シ犠牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト

- 一 世界ノ大勢ニ順応シテ銳意日新ノ修養ヲ積マシムルコト
- 一 相互諧和シテ彼此共済ノ実ヲ挙ケシメ以テ輕進妄作ノ憾ミナカラシムルコト

- 一 勤儉力行ノ美風ヲ作興シ生産ノ資金ヲ増殖シテ生活ノ安定ヲ期セシムルコト

この訓令について、床次自身は一九一九年（大正八）六月一日に発行された『斯民』という雑誌に、「民力涵養の信義」という一文を寄稿している（傍線引用者）。

（前略）国民としても亦個人としても、固陋に流れず、偏狭に失せず、採るべきは採り、捨つべきは捨て、所謂日に新なる修養を積み、或は彼此共済の実を挙げ、或は勤儉力行の美風を興し、以て十分人格の向上修養に努むる事あらば、今後日本国民として世界に処して行くに、最も良しからうと信ずるのである。

傍線を付した箇所が、内務省が目標とした「理想の国民」像であるのだろう。柔軟な思考を有し、外来思想については是非々で選択して良いものだけを取り入れ、日々書物を読んで修養に努め、国民相互に助け合つて仕事に励み日々質素に暮らせ

ば、人格が著しく向上するであろう。それこそが今後世界に通用する日本国民である、という大意である。

訓令の周知徹底

内務省は民力涵養訓令の内容を地方に周知させるために、発令と同時に内務省本省と各道府県に嘱託職員を配置して「専ら該運動の事務を執掌せしめ、之が連絡統一に遺憾なきを期し、直ちに宣伝に着手」した。⁽²⁸⁾

一九一九年(大正八)五月一九日より二三日までの五日間にわたり、民力涵養に関する各道府県庁から理事官ならびに嘱託職員を招集し協議会を開催した。その席で内務省は「五大要綱」をさらに具体化した「実行要目案」を示した。⁽²⁹⁾

(一) 訓令ノ趣旨ヲ普及徹底セシムル最モ有効ナル方法。

(二) 訓令ノ五大要綱ノ実行ヲ期スル為メ、道府府県当局

ニ於テ、其ノ要目ヲ作り、之ヲ基準トシ、各郡市町村及各種団体ニ於テハ、更ニ実行細目ヲ作り、之ガ実行ヲ期シタシ如何。

(三) 生産資金増殖ノ奨励方法。

(四) 講演会開催方法。

特に内務省は第二項目に関して次の「実行要目案」を各道府

県担当者に提示した(傍線引用者)。⁽³⁰⁾

第一

イ、国民教化ノ普及徹底ヲ期スルコト。

ロ、祖先崇敬ノ実ヲ挙グルコト。

ハ、教育、思想、道德、宗教ニ関スル諸家及諸団体ノ意思ノ疎通ヲ図リ、其ノ奮起ヲ促スコト。

第二

イ、公德心、公共心ノ養成ニ努ムルコト。

ロ、共同作業ノ奨励ヲナスコト。

ハ、奉公感謝ノ觀念ヲ旺シナラシムルコト。

ニ、自治制ノ要義ヲ了得セシメ、其ノ実績ヲ挙グルニ努ムルコト。

第三

イ、外来ノ思想ニ対シテハ、自主的選択ノ態度ヲ執リ、之レガ咀嚼同化ニ努ムルコト。

ロ、青年ノ教導ヲ實際的ナラシメ、其ノ効果ヲ挙グルニ努ムルコト。

ハ、科学ノ研究心ヲ促進シ、発明工夫ノ趣味ヲ助長セシムル方法ヲ講ズルコト。

第四

イ、社会的事業ノ発達ニ注意シ、其ノ善導ニ努ムルコト。
ロ、隣保的相助ノ方法ヲ講ズルコト。

ハ、資本主ト労働者、地主ト小作人ノ關係ニ留意シ、共濟諧和ノ実ヲ挙グルニ努ムルコト。

ニ、附和雷同ノ弊風アルモノハ之ヲ矯メ、自重自制ノ精神ヲ養成スルコト。

ホ、部落ノ改善方法ヲ講ズルコト。

第五

イ、勤勞ノ趣味ヲ助長スル方法ヲ講ズルコト。

ロ、貯蓄ノ奨励ニ努ムルコト。

ハ、時間ヲ確守スル方法ヲ講ズルコト。

ニ、能率増進ノ方法ヲ講ズルコト。

ホ、衣食住ノ改良ヲ計リ、簡易生活ヲ奨ムルコト。

へ、冠婚葬祭送迎ノ弊害アルモノハ之レヲ改良スルコト。

ト、娯樂改良ノ途ヲ講ズルコト。

「五大要綱」は抽象的な文言に終始しているので、国民にどのようなことを求めているのか不明瞭である。そのため内務省は「実行要目」を各道府県において作成することを求めた。その「案」として示したのがこの五点である。「第一」では国民教化と祖先崇敬を奨励、「第二」では公共心の養成、感謝の心

をもつことの奨励、「第三」は外来思想については自ら判断して取捨選択すること、青年教育、科学的思考法の育成、「第四」は近隣住民による相互扶助の奨励、資本家と労働者、地主と小作人の対立ではなく融和的な関係の構築、「第五」では勤儉貯蓄、時間厳守の奨励などを謳っている。地方改良運動も同様であったが、いずれも近代国家日本の国民として相応しい人物を育成することが最終的な目標であった。

このように民力涵養運動は、国民生活の中にまで政府が介入して指導しているのが特徴的である。裏を返すと、近世までの民衆は放っておくと労働はせず怠惰に流れ、日銭を稼いでも貯蓄することなくその日のうちに使い切る者が多く、書物を読んで教養を深めることもしないで迷信に怯えており、不満があると話し合ひではなく実力行動（百姓一揆など）に走る、と政府が認識していたことが窺える。

「五大要綱」の「実行要目案」を示された地方の担当者は、早速持ち帰って道府県独自の「実行要目」を作成した。例えば鹿児島県は「県告諭」、長野県は「郡市長会の諮問にて決定」、京都府は「数次各主務課長ノ会合」を根拠にして自身の道府県の実情に合わせた「実行要目」を作成した。この県レベルの要目をモデルにして、また各郡・支庁・島司が「実行要目」を作

成、さらに各市町村および各市町村内の各種団体が、それを範にして個別地域や団体の実情に合わせた「実施細目」を作成した。それを自己目標にして、地域住民に「五大要綱」の実現を目標としたのである。⁽³¹⁾内務省↓道府県↓郡↓市町村・市町村内の各種団体(青年団など)↓地域住民といった形で政府の意思が下ろされていったのである。

この他にも内務省は直接国民に「五大要綱」の趣旨を伝える活動も実行している。民力涵養訓令発布と同時に内務次官は依命通牒を發し、各道府県において講演会開催を求めている。その講師は内務省から委嘱された人物が務めた。その初回は三月七日に愛知県名古屋市中で開かれた講演会であり、以後一府県について三、四箇所を標準として順次開催していった。⁽³²⁾

「五大要綱」の図書館への影響

このようにして民力涵養運動は全国に広まっていったのであるが、では図書館との接点はどこにあるのだろうか。内務省自身は「五大要綱」にも「実行要目案」にも図書館についてまったく言及していない。しかし各道府県のなかには民力涵養事業として、図書館や巡回文庫の利用促進を実施した自治体も見受けられる。金原左門は内務省が一九二一年(大正一〇)に調査

した「民力涵養施設事業調」を用いて道府県レベルでどのような民力涵養事業を展開したのか一覧表にまとめており、そのなかで図書館あるいは巡回文庫と記されているのは、長野県「図書館・文庫ノ設置」、山形県「通俗図書館ノ設置」、徳島県「巡回文庫ノ設置」の三県が確認できる。⁽³³⁾

郡レベルでは、一九一九年(大正八)八月に刊行された島根県仁多郡役所が発行した報告書に、「五大要綱」の各項目に対応して図書館の活用法が記されている。例えば第三項目「世界ノ大勢ニ順応シテ鋭意日新ノ修養ヲ積マシムルコト」に、仁多郡役所が策定した「実行要目施設細目」には次のように明記されている(傍線引用者)。⁽³⁴⁾

- 一、郡、村ノ自治協会、公立図書館、農会、仏教奉公団、青年会等各種ノ団体ニ於テハ左ノ事項ヲ履行スルコト
- イ、講演会ヲ開催シ又ハ通俗叢書ノ配付ヲ行フコト
- ロ、図書、雑誌ノ紹介ヲ為シ又特ニ必要ノ事項ニ就テハ指導ヲ加ヘ日新ノ知識ヲ普及セシムルコト
- ハ、図書館、巡回文庫等ヲ利用シテ常ニ民衆ノ読書慾ヲ啓発スルコト
- ニ、常ニ見学旅行ヲ為シ国家、社会ノ趨勢ヲ察知セシムルコト

講演会や出版物の配布、民衆に対しての読書指導、読書欲の啓発、見学旅行を行って国家や社会に対して関心を抱かせることなどがこの「実行要目」には盛り込まれている。今日の「図書館の自由」を信奉する図書館とは違い、民力涵養運動という内務省主導の官制運動の末端機関としての活動が記されている。筆者が確認したところ島根県仁多郡以外にも、図書館や巡回文庫を民力涵養運動に用いた事例は多数存在している。図書館が民力涵養運動を実施する際に利用されていたとされるならば、大正期を通して全国的に図書館数は増加するはずである。次章でその検討を行う。

二 民力涵養運動と公共図書館数の増減

全国図書館数

表1は『日本帝国文部省年報』第四〇年報（明治四五・大正元年度）から第五四年報（大正一五・昭和元年度）までを用いて集計した全国道府県別図書館数である。

民力涵養運動は一九一九年（大正八）三月から開始されたことで、以降の図書館数を概観してみると全国的に増加していることが読み取れる。次項でより詳しく全国図書館数の分析を行い

たい。

大正八年度と同一五年度全国図書館数の比較

一九一九年度（大正八）と大正末年の一九二六年度（大正一五・昭和元）の図書館数を比較したのが表2である。

全国四七道府県のうち、図書館数が唯一減少したのが鳥取県である。一九一九年度（大正八）では六館であったが一九二六年度（大正一五・昭和元）では五館と一館減少している。増減がなかったのが北海道、東京府、京都府であった。これらの三道府以外の四四県はわずかでも図書館が増加している。一〇倍以上図書館数が増加した自治体は、青森県、岩手県、群馬県、広島県、高知県、熊本県の六県であった。

このように大正年間を通して図書館数が大幅に増加したことは明白であるが、これは民力涵養運動の影響と考えられる。ではどのようなプロセスで内務省から地方自治体になり、図書館数増加にまでつながったのであろうか。次章では七・三倍の伸び率を記録した埼玉県を事例として検討を加えたい。埼玉県は民力涵養運動の史料が県史などで翻刻されており、比較的容易に追跡をすることができるからである。

表 1 全国道府県別図書館数一覽

道府県名	年度 (大正)1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
北海道	10	11	11	10	12	13	14	16	13	13	15	16	16	16	16
青森	4	4	5	7	7	7	6	9	15	33	73	99	122	140	142
岩手	8	8	8	11	12	12	13	16	15	19	33	47	139	183	194
宮城	3	3	3	15	52	79	84	91	93	93	94	102	104	109	110
秋田	8	8	9	10	12	12	12	12	13	18	12	12	16	16	16
山形	10	12	16	32	44	49	50	53	69	81	88	92	99	119	164
福島	23	26	34	44	46	48	48	51	56	57	75	83	82	84	88
茨城	8	8	23	23	27	27	27	26	27	27	30	37	46	49	64
栃木	4	3	3	6	6	6	6	6	7	7	10	15	27	28	27
群馬	7	7	8	8	9	9	9	9	9	47	97	136	163	176	183
埼玉	11	17	19	22	22	25	27	26	37	42	63	89	153	172	191
千葉	15	17	19	24	24	26	27	27	30	37	42	43	46	59	66
東京	22	24	25	26	25	28	27	27	27	27	26	26	27	28	27
神奈川	4	5	5	6	9	9	10	9	9	7	9	11	7	10	23
新潟	19	23	23	28	30	31	29	37	67	88	154	271	218	232	241
富山	4	4	4	6	6	6	6	7	8	8	8	11	12	14	24
石川	28	28	12	12	32	32	26	32	85	118	128	146	161	168	183
福井	13	15	16	17	17	19	20	20	19	19	17	18	19	23	23
山梨	9	12	13	14	20	22	23	26	26	26	27	28	35	36	43
長野	16	26	55	73	94	100	105	125	21	136	148	187	205	220	223
岐阜	6	9	10	19	22	24	24	23	26	28	28	28	29	30	38
静岡	16	24	29	41	44	44	45	44	50	64	71	82	107	112	123
愛知	18	21	26	34	37	39	40	42	42	47	43	46	48	52	56
三重	15	18	20	23	24	24	24	23	24	25	24	27	35	42	59
滋賀	20	19	19	22	24	23	24	24	25	27	27	29	29	29	27
京都	4	6	6	7	8	8	8	8	8	8	8	11	8	8	8
大阪	7	7	9	9	9	9	9	9	9	13	13	12	14	14	19
兵庫	17	17	17	21	22	22	23	23	22	35	29	28	37	37	47
奈良	13	14	15	14	14	14	15	15	16	23	25	35	38	39	40
和歌山	8	9	8	13	13	13	13	13	14	14	13	14	16	20	20
鳥取	2	3	3	5	5	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
島根	9	10	14	13	15	15	15	16	17	17	17	17	25	28	33
岡山	4	4	4	5	11	12	13	13	35	35	25	111	122	121	107
広島	17	17	19	19	20	20	18	16	18	19	25	47	51	245	343
山口	85	100	113	129	138	147	157	162	168	177	186	175	221	237	245
徳島	31	37	38	39	41	41	44	52	53	56	57	62	64	67	73
香川	1	3	3	15	25	39	47	55	77	86	93	96	104	108	109
愛媛	2	2	3	6	8	8	8	8	8	8	7	8	10	10	9
高知	3	3	6	7	7	7	7	7	9	29	41	56	66	79	84
福岡	5	6	7	7	30	89	132	163	181	207	226	249	264	285	293
佐賀		1	1	23	26	27	38	53	62	67	68	77	86	97	104
長崎	3	3	4	4	5	5	19	34	43	52	69	75	92	90	90
熊本	3	2	4	6	7	7	8	9	9	13	16	21	57	76	99
大分	18	19	7	9	9	11	11	13	20	20	15	20	19	42	39
宮崎	3	3	4	4	4	3	24	34	38	45	54	59	59	58	63
鹿児島	2	4	5	9	15	16	14	16	16	17	21	28	65	59	91
沖縄	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3

表2 大正8年・同15年全国図書館数比較

道府県名	(大正)8	15	倍数
北海道	16	16	1.0
青森	9	142	15.8
岩手	16	194	12.1
宮城	91	110	1.2
秋田	12	16	1.3
山形	53	164	3.1
福島	51	88	1.7
茨城	26	64	2.5
栃木	6	27	4.5
群馬	9	183	20.3
埼玉	26	191	7.3
千葉	27	66	2.4
東京	27	27	1.0
神奈川	9	23	2.6
新潟	37	241	6.5
富山	7	24	3.4
石川	32	183	5.7
福井	20	23	1.2
山梨	26	43	1.7
長野	125	223	1.8
岐阜	23	38	1.7
静岡	44	123	2.8
愛知	42	56	1.3
三重	23	59	2.6
滋賀	24	27	1.1
京都	8	8	1.0
大阪	9	19	2.1
兵庫	23	47	2.0
奈良	15	40	2.7
和歌山	13	20	1.5
鳥取	6	5	0.8
島根	16	33	2.1
岡山	13	107	8.2
広島	16	343	21.4
山口	162	245	1.5
徳島	52	73	1.4
香川	55	109	2.0
愛媛	8	9	1.1
高知	9	90	10.0
福岡	163	293	1.8
佐賀	53	104	2.0
長崎	34	90	2.6
熊本	9	153	17.0
大分	13	39	3.0
宮崎	34	63	1.9
鹿児島	16	91	5.7
沖縄	2	3	1.5

三 個別事例の検討

民力涵養訓令を受けての埼玉県の対応

民力涵養運動の内務省から地方への伝達は、すでに吉本富男が埼玉県を事例として行っており、民力涵養運動と図書館数増加の関係を、おそらく初めて指摘している。³⁶⁾ただ吉本の研究は図

書館を主対象としておらず、また内容も概略的なものであった。その点、図書館を中心に据えて再び検討する余地がある。

埼玉県で民力涵養運動が本格的に始動するのは、一九一九年（大正八）五月下旬である。東京で内務省主催の民力涵養運動の協議会が開かれ、全国から担当官が集められて「五大要綱」の「実行要目案」を地方ごとに作成することが命じられた。

内務省の意向を受けて埼玉県でも民力涵養運動について本格

的な討議が県庁で行われた。「五大要綱」で示された内容を、県民に周知徹底し実現することが求められたのである。一九一九年(大正八)六月二十七日、埼玉県知事岡田忠彦が埼玉県訓令第二九号を發し、民力涵養運動を埼玉県で実行することを宣言した。その中で岡田知事は内務省の「五大要綱」を受けて次のように述べている(傍線引用者)。⁽³⁷⁾

(前略) 曩ニ内務大臣ハ五大要綱ヲ示シテ民力涵養ニ関スル訓令ヲ發セラル、蓋シ国民ノ自覚ヲ促シ協力一致益皇國ノ基礎ヲ鞏固ニシ、戦後国運ノ進展ニ資セシメントスルニ外ナラサルヘシ、乃チ茲ニ其ノ要綱ニ基キ之カ実行上必要ト認ムル要目ヲ示ス、郡町村ハ更ニ其ノ地方ニ適応セル細目ヲ作りテ、之カ実行ヲ期シ戮力協心意ヲ戦後民力ノ涵養ニ致シ、以テ国運ノ伸暢ニ貢献セムコトニ努メラルヘシ

埼玉県は民力涵養訓令を受け、「五大要綱」に沿って「実行上必要ト認ムル要目」を示した。それが「戦後民力涵養実行要目」と題され、「第一 国民的信念ヲ旺盛ニスルコト」「第二 生活ヲ改善シ其ノ安定ヲ期スルコト」「第三 一般的実行要目」の三点を示した。第一要目を実行するにあたっては「四、簡易図書館ノ設立ヲ奨励スルコト」との文言があり、民力涵養運動を実行するため図書館が必要との認識を埼玉県は公式に示した。

さらに県は「郡町村ハ更ニ其ノ地方ニ適応セル細目ヲ」作成するようにと指示を出している。埼玉県の意向を受けて、県下の郡町村はそれぞれ自治体ごとの民力涵養運動の「実行要目」を作成した。⁽³⁸⁾

岡田知事の二代後任にあたる堀内秀太郎知事は、一九二〇年(大正九)二月三日の郡長会議での訓示で民力涵養運動にふれて次のように述べている。⁽³⁹⁾

(前略) 近時經濟界の發展に伴ひ浮華驕奢の弊風漸く盛ならんとするの傾向あるは洵に憂慮すべき現象なりとす、吾人は須く極力之が防止に努め進で質実剛健の美風作振に努めざるべからず、又危険性を帯びたる思想の流入するあり精神界の混乱を来さんとするは甚だ憂ふべき所なりとす、之に対しては十分なる警戒をなし国民の自覚を促進せしめ、以て健全なる思想の鼓吹に努力せざるべからず(後略)

堀内知事の訓示は他にも教育の拡充、労働問題と産業能率の昂進、社会政策の充実などについてもふれている。第一次世界大戦後の国際情勢は、帝政ロシアが滅んで世界初の社会主義国家「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国」が誕生したことに資本主義各国が危機感を覚えており、それを受けての知事の訓示となつたのであろう。「危険思想」の除去にも注意が払われ

たものとなっている。

埼玉図書館の設立

埼玉県は民力涵養に関する訓令を出したとはいえ、しばらくはめばしい活動は何も行っていない。おそらく準備期間があまりなく、即座に実行できなかったであろう。県内の民力涵養運動がようやく軌道に乗るのは一九二二年（大正一一）頃であり、県の中心的な図書館の開館もこの年である。

埼玉県では明治初期に浦和書籍館が短期間開設されていたものの、県立図書館は存在していなかった。そこで県は一九二二年（大正一一）に埼玉県教育会に会営図書館の開設を求め、さらに県費から一五〇〇〇円の支出を決した。さらに浦和町（現・さいたま市浦和区）からは備品費として二〇〇〇円の寄付が送られ、埼玉新聞社社長川上榮三は私蔵の書籍三五五冊を図書館に寄付した。

九月二六日付で埼玉県教育会長堀内秀太郎から、埼玉県知事堀内秀太郎宛に埼玉図書館開設の申請書が提出された。県教育会長と知事は堀内が兼務していたのでこのような書類となった。

図書館設置ノ件開申

今般別記ノ通本会経営図書館設置候条、図書館令第五条ニ

依り此段及開申候也

追テ館則並閲覧規程ハ県報彙報欄へ御登載方、御取計相煩度特ニ願上候

大正十一年九月二十六日

埼玉県教育会長 堀内 秀太郎印

埼玉県知事 堀内 秀太郎殿

記

一、名称 埼玉図書館

二、位置 埼玉県北足立郡浦和町字本宿四三五番地北足立郡役所敷地内

(中略)

五、開館年月日

大正十一年十月一日

(後略)

埼玉図書館の開館は一〇月一日、館舎は旧北足立郡工区員出張所を利用したもので、総坪数四七・二五坪で一部改装を施して普通閲覧室（一部に「婦人席」を設置）、書庫（一部に出納所を置く）、児童閲覧室（二部に事務所を置く）、昇降室、館丁室の五部屋を設け、閲覧室の収容人員は、普通閲覧室三八人、婦人席六人、児童閲覧室三八人であった。また閲覧方法は開架

式であり、当時としては斬新なものであった（傍線引用者）。

一 閲覧方法は一に簡易と便利とを旨とし閲覧者をして書庫内に入りて自由に図書を検索せしむる事とせり此の方法は近來欧米にて盛に唱道せらるゝ、最新式傾向なれども公徳十分に行はれざる時は経営難に陥らざるべからず、本館にても開館前に於ては図書の保存上竝閲覧上相当の困難を予期したりしも実施後の経験によつて其殆んど杞憂に過ぎざりしを知れり（中略）閲覧人の態度は極めて真面目にして開館後日尚浅く設備まだ定まらず室内狹隘にして不自由なるに拘はらずよく館則を遵守し自治的に静肅と規律とを守り善良なる図書館気分を作れり

開架式は図書館側からすとかかなり不安な様式であつたらしい。閲覧者が直接書架に行くことができるということは、盗難の被害も多く発生することを警戒しなければならぬ。しかしいざ蓋を開けてみるとそのような不心得者は一人もおらず、来館者はよく館則を守つており「善良なる図書館気分」を作つてゐるといふ。

民力涵養運動は国民道德の向上も謳つていたので、この埼玉図書館草創期の様子は運動の理念に叶つたものであつた。埼玉図書館はしばらくの間、埼玉県教育会が運営していたが、

一九二四年（大正一三）四月一日に埼玉県に移管され、埼玉県立埼玉図書館と改称した。

町村立図書館の設置促進

事実上の県立図書館である埼玉図書館は開館し連日盛況であつたが、県下町村の公立図書館はいまだ貧弱な状態であつた。そこで埼玉県は本格的に町村立図書館の設置を促進する政策を打ち出す。

一九二三年（大正一二）七月一三・一四日に埼玉県会議事堂で、県下の図書館長を招集して図書館長会議が開催された。その冒頭に堀内知事の訓示がなされた。⁽⁴⁸⁾

（前略）

現下我が国内外の状態に鑑み社会教育施設の緊要なるに察し、之が重要機関たる図書館の普及発達を策するは最急務とする所なり、此を以て県は毎年相当の補助金を交付し鋭意之が設立を奨励し、加ふるに近く又図書館施設要項を公布し、斯道の進展に一新时期を劃せむとす（中略）

閲覧人員亦漸次増加し一般公衆特に青年処女の読書趣味漸く興らむとするの機運に向へり（中略）

（図書館の中には…引用者注）徒らに名在りて実之に伴は

ざるもの多く、社会教育的見地と相距る遠くして其の運用に就ては更に一段の考慮を致さるべからず（後略）

堀内知事はこの訓示で、まず社会教育施設としての図書館の重要性を述べ、埼玉県は独自に補助金を支出して町村に図書館設置を促進していること、近く県として「図書館施設要項」を作成し図書館の質を確保することに努めることを表明している。また近年は図書館数が増加しているのは好ましいとしつつも、中には名前ばかり「図書館」と付いているが、その内容を伴わないものも見受けられると批判もしている。

さらに堀内知事は次のように述べている。⁽⁴⁹⁾

近時我国の思想界は混沌として帰趨する所なく、激越なる主義、奇矯なる意見を發表し、社会の統制、国家の秩序を紊るものなしとせず、思想未固らざる青年子女にして之に接近せむか、其の害毒の及ぶところ、測知すべからざるものあらむ、此を以て図書を選択に就ては深甚なる注意を加へ、善良なる図書の備付に留意し思想善導の指鍼たらしむへし、図書館の蔵書にして利用せられざらむか、是れ既に其の根本生命を失へるものたり、之を以て常に一般公衆特に地方公私団体と緊密なる聯絡を図り、以て読書趣味の涵養に努め其の利用を盛ならしむべし、近時宣伝せらるる、農

村振興に関する問題も之が利用に俟つ所少しとせず、諸君宜しく此の意を体し図書館を中心とする地方文化の開発に専念せらるべし（後略）

「激越なる主義、奇矯なる意見」というのは社会主義、共産主義あるいは無政府主義などを想定していると考えられる。また図書館を訪れる若者にこのような「危険思想」を触れさせないために図書館は選書作業に注意しなければいけないと釘を刺している。ただ図書館は単なる「思想善導」機関ではなく、「図書館の蔵書にして利用せられざらむか、是れ既に其の根本生命を失へるもの」と指摘し、蔵書の死蔵は意味がなく利用されなければ図書館の生命を失うとまで言っている。最近話題となっている農村振興なども図書館を活用すべしというのである。

この図書館長会議の席で、「県下に於ける各図書館の連絡を図り、其の普及振興を期する目的」⁽⁵⁰⁾で、埼玉県図書館協会が発足した。

堀内知事が訓示の中で言及した「図書館施設要項」は、一九二四年（大正一三）一月二五日に堀内の後任である元田敏夫知事によって「町村立図書館施設要項（市立簡易図書館ヲ含ム）」（埼玉県訓令第四号）として発せられた（傍線引用者）⁽⁵¹⁾。

（前略）

念フニ図書館ハ地方文化ノ枢軸ニシテ、一般公衆ノ智徳ヲ涵養シ、家庭、学校兩教育ト相俟テ人格完成ノ上ニ欠クヘカラサル施設タリ(中略)

逐年振興ノ機運ニ向ヘリト雖モ、館数僅ニ全町村数ノ五分ノ一二達セルニ過キス、而モ設立分布ノ状況ヲ見ルニ、一地方ニ偏在シ、其ノ内容亦概シテ整備ヲ欠キ真ニ其ノ使命ヲ全ウスルモノ尠シ、従来之カ普及振興ニ関スル施策ヲ講シタルコト一再ニ止ラサリシト雖モ、時勢ノ進運ハ更ニ之カ振興ヲ企画スルノ要切ナルモノアリ、仍テ茲ニ町村立図書館施設要項並町村立図書館準則ヲ示シ準拠スル所ヲ明ニス(後略)

傍線を付した箇所は、まさに民力涵養運動の目的と相通じるものであり、埼玉県が大正末期に行った図書館振興策はその影響下にあったとみてよいであろう。県として「町村立図書館施設要項(市立簡易図書館ヲ含ム)」と「町村立図書館準則」を公布して県下町村が設立する図書館の質の保証を行ったのである。それでは「町村立図書館施設要項(市立簡易図書館ヲ含ム)」の一部を引用して内容を確認してみよう(傍線引用者)⁽²⁾。

町村立図書館施設要項(市立簡易図書館ヲ含ム)

一、設置及経営

(中略)

一、閲覧ハ館内及館外ノ二種トシ土地ノ情况ニ依リ館外閲覧ニ重キヲ置クヲ可トス

一、書庫ハ開放主義ヲ採リ閲覧者ヲシテ自ラ書架ニ就キ圖書ノ選択ヲ為サシムルヲ可トス

(中略)

三、圖書ノ選択及備附

一、図書ハ左記要目ニ基キ土地ノ情况ニ適スルモノヲ選択スルコト

一、国民道徳ノ振興ニ資スヘキモノ

一、日常生活ノ指針トスヘキモノ

一、健全ナル読書趣味ノ涵養ニ適スヘキモノ

一、科学的思想ノ普及ニ資スヘキモノ

一、自治、産業及経済ノ発達ニ資スヘキモノ

一、自習及補習ニ適スヘキモノ

一、生徒児童ノ課外読物タルニ適スヘキモノ

一、家庭読物タルニ適スヘキモノ

一、世界ノ大勢ヲ知ルニ適スヘキモノ

一、体育ノ振興ニ適スヘキモノ

一、高尚ナル娯楽ニ適スヘキモノ

一、郷土ニ関スル資料ハナルヘク其ノ蒐集ニ努ムルコト
 (中略)

四、図書ノ活用

一、図書ノ閲覽ニ就テハ未利用セサル者ニ対シテモ其ノ趣味、職業ニ適スヘキ図書ヲ配付、閲覽セシムル等常に積極的ノ方法ヲ講スルコト

この「町村立図書館施設要項(市立簡易図書館ヲ含ム)」では重要な点がいくつかある。①閉架式が圧倒的主流であった戦前において、開架式を奨励していること、②盗難を恐れて館内閲覧のみ認める図書館も多い中、埼玉県では館外貸出も奨励していたこと、③図書を選択基準では民力涵養運動の影響も見受けられる。例えば国民道德の普及、健全な読書趣味の普及、世界情勢の周知、科学的思想の普及などである。ただそればかりではなく、郷土資料の蒐集なども提示しているのは注目される。④「図書ノ活用」については、積極的に来館者を増やす措置が講じられている。

埼玉県の図書館数の増加

こういった県の図書館設置奨励策は成功したのであるうか。図1を見ると、一九二四年度(大正一三)前後から図書館が増

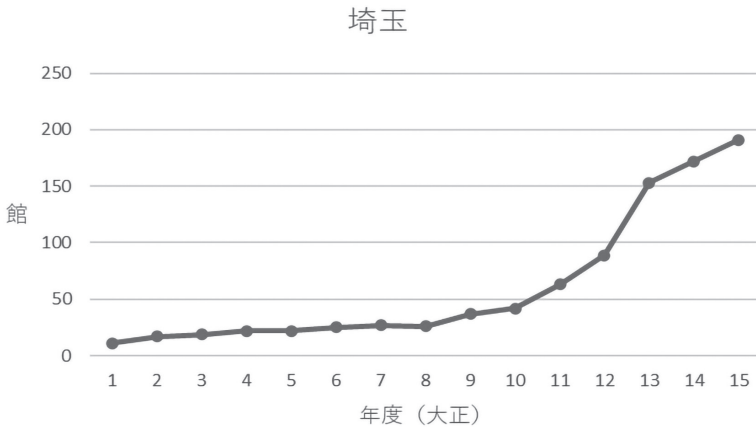


図1 大正年間埼玉県での公共図書館増加数

加していることが明らかである。この前年度に「町村立図書館施設要項（市立簡易図書館ヲ含ム）」が発令されており、まさにこの「施設要項」によって図書館数が激増したことが窺える。では次に具体的な市町村に着目してどのように図書館が設置されたのか検討を加えたい。

小川町立図書館の開館

一九一九年（大正八）六月二十七日、埼玉県知事岡田忠彦が埼玉県訓令第二九号「戦後民力涵養実行要目」を発して県内での民力涵養運動を本格的にスタートさせたのを受け、比企郡小川町では一九二〇年（大正九）一月に「戦後民力涵養実行細目」を作成した。

「実行細目」は「第一、国民的信念ヲ旺盛ニスルコト」、「第二、生活ヲ改善シ其安定ヲ期スルコト」、「第三、一般的実行要目」の三点に大別されており、図書館に関する記述を抜き出すと次のようになる（傍線引用者）³³⁾。

戦後民力涵養実行細目

第一、国民的信念ヲ旺盛ニスルコト

(一) 要 項

一、立国ノ大義ヲ闡明シ国体ノ精華ヲ発揚シテ、健全

ナル国家観念ヲ養成スルコト

- 一、立憲ノ思想ヲ明瞭ニシ自治ノ観念ヲ陶冶シテ、公
共心ヲ涵養シ犠牲ノ精神ヲ旺盛ナラシムルコト
- 一、世界ノ大勢ニ順応シテ銳意日新ノ修養ヲ積マシム
ルコト

(二) 実行要目並ニ細目 (中略)

其ノ二 (中略)

- 三、青年団員・在郷軍人会員ハ公民的修養ニ努ムルコト
(中略)
- 五、青年団・在郷軍人会ハ可成左ノ公共的事業ニ従フ
コト (中略)

ト、図書・雑誌縦覧所ノ設置 (中略)

其ノ三 (中略)

- 一、最新科学ノ進歩ヲ知得セシムルコト (中略)
- 二、雑誌・新聞・新刊書等ノ閲読ヲ奨励シ、読書趣味ヲ
助長スルコト (中略)
- 三、最近ノ思想問題ニ対シテハ自主的選択ノ態度ヲ執リ、
之ガ咀嚼同化ニ努ムルコト (中略)
- 二、図書館・文庫ニハ健全ナル読物ヲ増加シ、其ノ閲読
ヲ奨励スルコト

四、簡易図書館ノ設立ヲ奨励スルコト

一、町費ヨリ設立費及維持費若クハ其ノ補助費ヲ支出スルコト

二、軍人分会・青年団連合シテ、設立ノ計画遂行ニ膺ラシムルヤウ指導スルコト

三、小学校二児童文庫設置ノ費用ヲ支出スルコト

四、床屋文庫ヲ設クルコト（後略）

この「実行細目」は内務省が発令した「五大要綱」の三点を實現させるための具体策が明記されている。図書館には青年団員や在郷軍人会員が「公民的修養」に努められるように、青年団や在郷軍人会が主催する「公共的事業」として書籍や雑誌を閲覧することができる「図書・雑誌縦覧所」の設置を求めている。さらに最新の科学知識を町民に取得させる方法として雑誌・新聞・新刊書の閲読を奨励して読書趣味を定着させることが挙げられており、また社会主義・共產主義思想などの「最近ノ思想問題」も図書館や文庫に「健全ナル読物ヲ増加シ、其ノ閲読ヲ奨励」させることで解決を図ろうとしていることが見て取れる。注目すべきは、「五大要綱」の三点を達成するために簡易図書館が必要だと位置づけていることである。小川町では町費から図書館設立費だけではなく維持費や補助費も捻出するこ

と、設置主体は町だけではなく在郷軍人会の分会や青年団なども想定していること、小学校内に児童文庫を開設する際も補助金を支出すること、町民が気軽に読書に親しめるようにと理髪店内に床屋文庫を開設することが盛り込まれている。図書館設置にかなり後押しをする「実行細目」となっている。

この「実行細目」に基づき、小川町は一九二三年（大正一二）に小川町立通俗図書館を開館させた。図書室と閲覧室が小川町立小川尋常高等小学校内に設けられ、図書は町の青年有志「啓明会」に寄附されたもので運営された。初年度の図書館予算は一五〇円、給与は司書が三円、書記二人が各二円で、開館時間は毎日午前九時から午後四時までとなっていた。⁽³⁾

このように、内務省↓埼玉県↓小川町というルートで民力涵養運動が実行に移されたことが確認できた。埼玉県では一九二四年度（大正一三）前後から図書館数が著しく増加に転じているが、埼玉図書館や小川町立通俗図書館の事例でもわかるように、民力涵養運動の影響であることが明らかであった。図書館は「五大要綱」で示された項目を実行に移すための一機関としてみなされていたのである。

ただ、全国一律に民力涵養運動で図書館が設立されたわけではない。「五大要綱」を実施するために図書館を活用しなかつ

た自治体もある。表 1 を確認すると、大正初年と末年で図書館数がまったく変動していない自治体に、北海道、東京府、京都府がある。次項で東京府の事例を検討する。

東京府の事例

東京府における民力涵養運動は、一九一九年（大正八）六月二日の郡市町会議にて井上友一府知事が「民力涵養ニ関スル戦後必行要項」を提示したことに始まる。東京府が策定した民力涵養運動の目的は、「第一 生活ノ安定ヲ計ル事」「第二 國民的信念ヲ旺ナラシムル事」「第三 民資増殖ヲ奨励スル事」の三点で、それぞれのような施策を講じたら目的が達成されるのか具体的に「実行方法」が列挙されている。

埼玉県では「戦後民力涵養実行要目」に「簡易図書館ノ設立ヲ奨励スルコト」が挙げられており、図書館活用が計画の一環に組み込まれていたが、東京府が設定した「民力涵養ニ関スル戦後必行要項」の「実行方法」をみても図書館のことはまったくふれていない。つまり東京府では民力涵養運動の実行計画の中に図書館の活用は当初から組み込まれていなかったのである。六月二三日に実施された「民力涵養に関する戦後必行要項懇談会講演」での東京府内務部長による演説でも、図書館を活

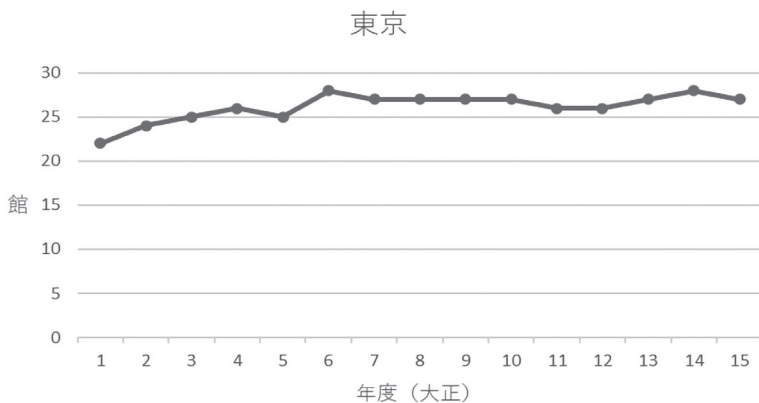


図 2 大正年間東京府での公共図書館増加数

用する計画は全く示されていない。⁽³⁸⁾

「民力涵養ニ関スル戦後必行要項」は東京府の方針であり、府下各市町村はこの要項に沿って具体的な計画を策定するわけであるが、それでは府下市町村の実行計画に図書館のことは言及されているのであろうか。本稿では紙幅の都合から南多摩郡一七町村の事例をひとつの窓として確認したい。

南多摩郡には一七町村（横山村、浅川村、元八王子村、恩方村、川口村、加住村、小宮村、日野町、由木村、多摩村、稲城村、鶴川村、南村、町田町、忠生村、堺村、由井村）が存在していたが、これら町村の実行計画を見ても図書館のことは一切ふれていない。⁽³⁹⁾南多摩郡では部落有林野の行政村への統一・整理や神社整理などはかなり検討されていたが、図書館を国民教化施設として活用するという発想はまったくみられない。

このように民力涵養運動は、各道府県・各市町村が策定した実行計画によって実施されていったので、東京府のように民力涵養運動推進と図書館活用とが関連付けられていない計画を策定した自治体は、図書館数増加に繋がらなかったと考えられる。

おわりに

民力涵養運動は先行する地方改良運動とは異なり、内務省を中心にかなり組織だつて全国的に実施されたことが改めて確認された。

ただ図書館振興に着目してみると、内務省は「五大要綱」などの基本施策ではなんら方針を示しておらず、この運動が図書館数増加を目的に含んでいなかったことが明らかになった。地方改良運動を推進した井上友一や水野鍊太郎が図書館に関心を寄せ、その増加を図ったのとは大きな違いである。

しかしながら民力涵養運動を推進する上で図書館を活用したほうが適切であると判断した県や市町村は多く存在し、結果的に図書館数が全国的に増加したと指摘できる。

本稿では埼玉県と東京府を事例に取り上げ検討をし、前者は民力涵養運動後には図書館数が大幅に増加したことを指摘した。埼玉県における運動の実施計画では「国民的信念ヲ旺盛ニスルコト」を實行するために図書館の活用が盛り込まれており、まさに「日本国民」としての自覚を県民に促せるために図書館が各地に設置されたのである。新たに設置された図書館の多く

は小規模な簡易図書館であったと思われるが、開架制や入館料・貸出料無料を県が推奨したこともあり、当時としては利用されやすいように配慮されていた。東京府では民力涵養運動の目的達成のために図書館を利用しなかったため、これによって数の増減はみられなかった。

民力涵養運動の目的は図書館数増加ではなかったが、結果的にわが国に図書館を普及させたといえる。地方改良運動と比較するとさほど重視されていなかったが、図書館史の視点からはそれと匹敵するほど重要な運動であったといえよう。

謝辞 本稿は二〇二二年（令和四）一〇月三〇日に東北学院大学土樋キャンパスで開催された第七〇回日本図書館情報学会研究大会で発表した「民力涵養運動と図書館」、ならびに同発表の予稿「民力涵養運動と図書館」〔第七〇回日本図書館情報学会研究大会発表論文集〕日本図書館情報学会、二〇二二年一〇月）を論文化したものである。また本研究はJSPS科研費20K12561の助成を受けた。なお、本稿で掲示した図表作成は國學院大學大学院文学研究科文学専攻伝承文学コース博士前期課程一年川又理奈さんに協力して頂いた。

注

- (1) 山本悠三『近代日本社会教育史論 東京家政大学研究報告書』下田出版、二〇〇三年、四七頁
- (2) 新藤透「明治期の地方改良運動を推進した内務省官吏の図書館認識―井上友一、水野鍊太郎、田子一民を中心に―」『國學院雜誌』第一二二巻第五号、二〇二二年五月、五二頁
- (3) 山本悠三「民力涵養運動と社会局」『東北福祉大学紀要』一五号、一九九一年
- (4) 大霞会編『内務省史』第一巻、原書房、一九八〇年、三四二頁
- (5) 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第七巻社会教育一、教育研究振興会、一九七四年、一一一頁
- (6) 吉本富男「民力涵養運動の一考察」『國史學』八六号、一九七二年
- (7) 尾川昌法「治安維持法体制と思想支配―中央教化団体聯合会の形成」『日本史研究』一七六号、一九七七年四月
- (8) 小池善吉『近代農村の歴史社会学的研究』上巻、時潮社、一九九一年、一二六―一二二頁
- (9) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社、一九六六年、一八一―一八七頁
- (10) 金原左門『大正期の政党と国民―原敬内閣下の政治過程―』塙書房、塙選書、一九七三年、一七七頁
- (11) 木戸田四郎「民力涵養事業の展開―茨城県の場合―」『茨城大学政経学会雑誌』第四八号、一九八四年三月
- (12) 山本悠三『近代日本の思想善導と国民統合』校倉書房、歴史科学叢書、二〇一一年、三六頁
- (13) 岩本通弥「可視化される習俗―民力涵養運動期における「国民儀礼」の創出―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四一集、二〇〇八年三月
- (14) 中島邦「大正期における『生活改善運動』」『史艸』第一五号、

- 一九七五年
- (15) この方面の代表的な研究として赤澤史朗『近代日本の思想動員と宗教統制』校倉書房、歴史科学叢書、一九八五年が挙げられようか。
- (16) 例えば、裏田武夫・小川剛『明治・大正期公共図書館研究序説』『東京大学教育学部紀要』第八巻、一九六五年、一七二―一七五頁を挙げておく。
- (17) 前掲注(2) 論文に加えて、新藤透①「地方改良運動が図書選択論に与えた影響について―特に井上友一に着目して―」『日欧比較文化研究』第一六号、二〇二二年一〇月、同②「地方改良運動で「優良」とされた通俗図書館の実像―埼玉県比企郡八和田村私設千野図書館を中心に―」『國學院大學紀要』第六〇巻、二〇二二年二月がある。
- (18) 前掲注(4) 大霞会編『内務省史』第一巻、三三八―三三九頁
- (19) 前掲注(1) 山本悠三『近代日本社会教育史論 東京家政大学研究報告書』八六頁
- (20) 『官報』第二四一九号、印刷局、一九二〇年八月二十四日、五五三頁
- (21) 『復刻版 斯民』第二五巻、不二出版、二〇〇一年、三〇八頁
- (22) 前掲注(21) 『復刻版 斯民』第一五巻、三〇八頁
- (23) 『社会局参拾年 厚生省社会局、一九五〇年、四〇五頁
- (24) 山本悠三『社会局設置経過について―「社会行政史序説」その4―』『東京家政大学研究紀要』第三六集一巻、一九九六年二月、二二二頁
- (25) 前掲注(21) 『復刻版 斯民』第一五巻、三〇八頁
- (26) 『民力涵養第一年 京都市内務部庶務課 一九二〇年、二―三頁
床次竹二郎『民力涵養の信義』『復刻版 斯民』第一四巻、不二出版、二〇〇一年、一五九頁
- (28) 『民力涵養宣伝経過』内務省地方局、一九二〇年、二頁
- (29) 前掲注(28) 『民力涵養宣伝経過』二―三頁
- (30) 前掲注(28) 『民力涵養宣伝経過』三―五頁
- (31) 前掲注(13) 岩本通弥「可視化される習俗―民力涵養運動期における「国民儀礼」の創出―二七八頁
- (32) 前掲注(28) 『民力涵養宣伝経過』六頁
- (33) 前掲注(10) 金原左門『大正期の政党と国民―原敬内閣下の政治過程―』一七八―一八一頁
- (34) 『仁多郡報号外 戦後民力涵養二閣スル施設』鳥根根仁多郡役所、一九一九年、七頁
- (35) 例えば大阪府東成郡もその一つである。『東成郡民力涵養実行成績概要』大阪府東成郡役所、一九二三年参照。
- (36) 前掲注(6) 吉本富男「民力涵養運動の一考察」五七―六二頁参照。吉本が指摘した民力涵養運動によって埼玉県に図書館が相次いで建設されたという説は、後に埼玉県教育史や自治体史などにも採用されている。例えば、①埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第五巻、埼玉県教育委員会、一九七二年、六七九頁、②埼玉県編『新編埼玉県史 通史編』六 近代二、埼玉県、一九八九年、三三八―三四一頁など。
- (37) 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』一九 近代・現代一 政治・行政一、埼玉県、一九八三年、八九九―九〇〇頁
- (38) 前掲注(37) 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』一九 近代・現代一 政治・行政一、九〇〇―九〇一頁
- (39) 埼玉県訓令第二九号が発令された当時、埼玉県に市は存在していなかった。埼玉県初の市は一九二二年(大正一一)二月一日に市制施行された川越市である。
- (40) 前掲注(37) 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』一九 近代・現代一 政治・行政一、九〇三頁
- (41) 「教育会」とは、都道府県郡市町村単位で結成された民間の教育団体で、各地における教育の普及・改善のために教員研修や教育研究、教材開発などを行っていた。構成員は教員、教育行政の担当官、地方の有力

者などであった。ただ教育会は民間団体とはいえ、実質的には官製に近い性格のものであった。埼玉県でも会長は知事が兼務している。

(42) 「本会経営新設埼玉図書館に就て」『埼玉教育』第一七三号、一九二二年九月、八八頁

(43) 前掲注(42)「本会経営新設埼玉図書館に就て」八八頁

(44) 埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』二五 近代・現代七 教育・文化

一、埼玉県、一九八四年、八六九頁

(45) 「大正十一年の埼玉図書館」『埼玉教育』第一八一号、九六〇〜九七頁

(46) 前掲注(45)「大正十一年の埼玉図書館」九七頁

(47) 前掲注(36)①埼玉県教育委員会編『埼玉県教育史』第五卷、六七九頁

(48) 前掲注(44)埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』二五 近代・現代七 教育・文化一、八七三頁

(49) 前掲注(44)埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』二五 近代・現代七 教育・文化一、八七三〜四頁

(50) 前掲注(44)埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』二五 近代・現代七 教育・文化一、八七四頁

(51) 前掲注(44)埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』二五 近代・現代七 教育・文化一、八七五〜六頁

(52) 前掲注(44)埼玉県編『新編埼玉県史 資料編』二五 近代・現代七 教育・文化一、八七六〜七頁

(53) 小川町編『小川町の歴史 資料編』六近代、小川町、二〇〇〇年、七二八〜七三二頁

(54) 小川町編『小川町の歴史 通史編』下巻、小川町、二〇〇三年、三六九頁

(55) 八王子市市史編集委員会編『新八王子市史 通史編』五近現代上、八王子市、二〇一六年、四七三頁。なお、地方改良運動で図書館振興の

旗振り役に努めていた井上友一は民力涵養運動の際には東京府知事に

異動していたが、図書館のことについてはまったく演説や訓示でふれていない(井上友一「戦後経営の五大要綱」、「井上東京府知事最後の訓示」、『絶筆の草案「戦後必行要項」』復刻版 斯民』第一四巻、不二出版、九七、一九七〜一九八頁)。井上は東京府の民力涵養運動に図書館を活用することは想定していなかったことが分かる。

(56) 東京都編『都史資料集成』第五卷ムラからマチへ都市化の諸相①、東京都、二〇〇七年、二八二頁

(57) 東京都府東京市では、民力涵養運動が開始される直前の一九一四年(大

正四)ころから東京市立図書館の大改革が起っており(佐藤政孝『東京の近代図書館史』新風舎、一九九八年、七六〜七八頁)、東京府では民力涵養運動と関連付けて図書館数増加を図らなくともよい状況があったと思われる。

(58) 前掲注(56)東京都編『都史資料集成』第五卷ムラからマチへ都市化の諸相①、二八六〜二九一頁

(59) 八王子市市史編集委員会編『新八王子市史 資料編』五近現代一、八王子市、二〇一二年、四〇四〜四〇七頁